

川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要について

令和 3 年 4 月
こども未来部 療育支援課

1 趣 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の一部改正に鑑み、川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「基準条例」という。）の一部改正を予定しております。

つきましては、これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）を公表し、市民の皆さまから御意見を募集するものです。

2 内 容

(1) 基準省令の改正概要

- ① 指定障害児通所支援事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害児通所支援事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとする。
- ② 利用者の利便性向上や指定障害児通所支援事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。
- ③ その他所要の規定の整備を行うものとする。

(2) 基準条例の一部改正の検討について

今回改正が行われた上記①、②に係る規定は参酌すべき基準であるため、本市独自基準の設定が必要であるか検討いたしました。

検討の結果、現在の国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、基準省令に定める基準のとおりとします。

③の規定は、従うべき基準であるとともに項ずれ等の形式的な変更であることから基準省令に定めるとおりとします。

3 施行期日

一部を除き、令和3年7月1日（予定）